

大学の未来を切り拓くための新「SD」に関する提言

2017年5月8日

大学設置基準等の改正により、「大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修」が新たに規定され、大学等高等教育機関に義務付けられた。ここでいう「職員」には、事務職員や技術職員等のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部も含まれる。このことは、従来のFD＝「教員」の能力開発、SD＝教員以外の「職員」の能力開発という区分法を越えて、自主的・自律的な大学運営に責任を負う大学執行部から各層の運営責任者、大学のミッションの中核たる教育研究を担う教員、多様化・高度化する業務の最前線を支える職員の全てを対象とする取組の必要性を意味する。

この取組を実現し、大学運営の高度化を図ることにより、教育研究活動の発展など大学の使命を十全に果たすためには、個々の大学にとどまらず、国公立の設置形態の区別を越え、日本の大学関係者・関係団体が各々の個性・特色を発揮しながら総力を結集できる体制を整備することが必要である。大学教育イノベーション日本は、各加盟組織の特性を生かして新たなSDに取り組むとともに、関連する政府機関・団体・個人の連携が促進されることを期待し、以下の提言を行うものである。

1. これまでのFD及びSDは教職員個人々の業務に対応した能力開発に重点が置かれていた。新たなSDの意義は、大学が社会の期待に応じて教育研究をはじめとする機能を効果的に果たすため、大学運営に必要な全教職員・役員の能力開発の総体として捉えるべきであり、組織開発(organizational development)に繋がるものとして構想されるべきである。
2. 教員は、その職務の一部として大学運営を担うものであり、研究や授業改善のためのFDだけでなく、教員の立場から大学運営に参画する能力・資質の向上が求められている。能力・資質の向上のために、職員と合同の研修等を含め、別途の取組の必要性を検討する必要がある。なお、教員を対象とするFD自体は、今後も法的義務であり続けることに留意しなければならない。
3. 職員については、従来のSDの取組をベースとしつつも、担当業務に直結する実務的・専門的な知識・技能の習得、並びに大学の運営及びビジョンの形成に参画・貢献する上で必要な広く深い見識及び能力・資質の向上のため、研修等の機会を整備・充実していく必要がある。
4. 大学運営に直接責任を有する学長・理事・副学長・部局長等各級の管理者には、効果的・効率的な運営のために高等教育の理念・制度などの一般的知識や担当分野の専門的知識が求められることに鑑み、体系的な研修機会等が十分に提供される必要がある。
5. 新たなSDの取組に際しては、下記の点が留意されるべきである。
 - (1) SDの推進に当たっては、我が国はもとより海外における取組を含め、グッド・プラクティス及びイノベーションの共有・普及を図ることが重要である。
 - (2) 大学及び大学関係団体、並びに、国、大学を設置する法人及び地方公共団体は、SDの取組の重要性に鑑み、担当教職員、学内推進体制及び大学間連携を促進・支援することが求められる。
 - (3) 日本全体としてのSD推進の一環として、SD担当教職員の育成及びキャリア開発のための全国的体制の構築が喫緊の課題であり、関係団体等による早急な取組が期待される。
 - (4) SD担当教職員を含む大学経営人材・専門職等が、個々の大学・法人の枠を越えて活躍し、キャリアを開発できるよう、求められる専門性の内容を明確化して共有するとともに、柔軟な人事制度等の環境整備を進める必要がある。